

一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。

なお、**請求権は各事由が発生してから1年で無効**となりますのでお気を付けください。

※お手続きについては、所属施設にご確認ください。

※給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。

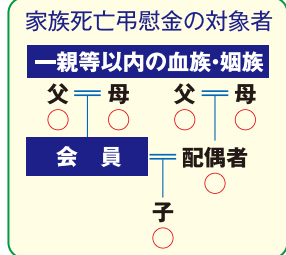
※給付日については、所属施設長宛に中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。

※一般給付金請求時の添付書類は全て写し(コピー)で結構です。

※今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。

なお、入会日が令和4年4月2日以降の会員様は対象外です。

(請求期限は令和5年3月31日受理までです。)



(注) 本人・配偶者がともに共済会会員の場合
結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。

種 別	給付金	添付書類 (コピー可)
結 婚 祝 金	3万円	・ 婚姻届受理証明書等
出 産 祝 金	5万円	・ 母子手帳の出生届出済証明のページ ・ 休職中であってもお子様が1歳になるまでにご請求ください。
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
継続して180日以上欠勤したとき	7万円	・ 医師の診断書 ・ 欠勤期間を証明する書類もしくは出勤簿写し (復職が確認できる部分も必要) ※ご注意 傷病見舞金の請求は復職後の1回のみといたします。また、同一疾病による欠勤については、給付対象となった欠勤期間の満了した日から1年間は請求できません。 出産に伴う傷病の場合は、産前休業日の初日を復職した日とみなしてご請求ください。この場合の時効は産前休業日から1年となります。
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円
災害見舞金	一部焼損・一部損壊	1万円
	半焼・半壊	5万円
	全焼・全壊	10万円
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円

◆入学祝金

該当日は、通常「4月1日」とご記入ください。

※入学式の日や各種証明書の発行日ではありません。

請求区分は、2.その他に、続柄と該当のお子様の氏名をご記入ください。

記入例

6. 入学祝金を請求される場合は該当者の氏名及び続柄をご記入ください。

一 般 給 付 金 請 求 書

大阪民間社会福祉事業従事者共済会理事長殿

① (提出用)

大阪府社会福祉事業従事者共済会事務局

請求区分	1.結婚祝金 2.出産祝金 3.傷病見舞金 4.死亡弔慰金 5.災害見舞金 6.入学祝金
請求金額	1.本人 ② ③ その他 (続柄 長男 氏名 共済太郎) ← ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
本件に該当する日(期間)	令和4年4月1日

この請求書及び添付書類は各給付の確認及び給付に利用し、共済会に5年間保管することに同意の上、上記金額を一般給付金規程に基づき別添付書類を添え請求します。